

愛知県立大学におけるハラスメント専門相談室規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（以下「規程」という。）の第8条第1項及び第3項に基づき、ハラスメント専門相談室（以下「専門相談室」という。）及びハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 専門相談室は、規程第8条第2項に掲げる業務以外に次のことを行う。

- (1) 人権問題委員会への活動状況の概要報告。ただし、その報告内容は、相談者の名誉やプライバシーなどの人権を侵害するものであってはならない。
- (2) ハラスメントの相談業務に必要な指針の作成
- (3) その他、ハラスメントに関する相談、斡旋、及び救済の申立への対応に必要な業務

(組織)

第3条 専門相談室を組織する専門相談員は、各学部長及び各大学院研究科長の意見を聴取した上で、学長が任命する。

- 2 専門相談員の構成は、性別に偏りがないように配慮しなければならない。
- 3 専門相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 専門相談員に欠員が生じた場合、新たな相談員の任期は前任者の残任期間とする。

(専門相談室運営委員会)

第4条 専門相談室の運営に関する事項を審議するため、すべての専門相談員で構成される専門相談室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席する委員の3分の2以上によって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会が必要と認める場合は、委員以外の教職員が委員会に出席し、その意見を述べるができる。ただし、当該の教職員は、議決に加わることができない。

(遵守事項)

第5条 専門相談員は、その業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 相談者と相手の名誉やプライバシーなどの人権を尊重すること。
 - (2) 原則として複数の専門相談員で話を聞き、正確な相談記録を残すこと。
 - (3) 相談者と同性の専門相談員が少なくとも1名は相談に同席すること。
 - (4) 相談者の意向を尊重し、解決策を押し付けることのないように留意すること。
 - (5) 相談者を二重に傷付けないように配慮すること。
 - (6) 調停のために相手と接触しないこと。
- 2 専門相談員は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。